

議案第 102 号

三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

三次市長 福岡 誠志

三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市都市公園設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

(3) 三次市みよし運動公園運動広場（入場料等無料の場合）						
利用料金						
利用時間		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
利用区分		午前	午後	昼間	夜間	全日
アマチュアスポーツに利用する場合（一般）	専用利用の場合	円 690	円 690	円 1,380	円 880	円 2,260
	時間利用の場合 1 時			円 220	円 290	

		間当たりの料金		
(4) 三次市みよし運動公園運動広場附帯設備（入場料等無料の場合）				
区分		単位	利用料金	
専用利用でアマチュアスポーツに利用する場合（一般）	照明設備	全塔1時間につき	4,640円	
備考				
<p>1 アマチュアスポーツ以外に利用する場合は、この表に定める利用料金に2を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 高校生又はこれらの者を除く18歳未満の者が利用する場合は、この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とし、小学生、中学生、小学校就学の始期に達するまでの者若しくは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付者及びその介助者が利用する場合は無料とする。ただし、陸上競技場附帯設備及び運動広場附帯設備の利用料金については、この限りでない。</p> <p>3 全日利用を除き、午後5時から午後6時までの1時間をまたいで利用する場合、その1時間の利用料金は、この表で定める昼間の1時間相当額とする。</p> <p>4 運動広場を半面利用する場合は、この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とする。</p> <p>5 準備又は撤去のために利用する場合（当日は除く。）は、この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とする。</p>				

」を

「

(3) 三次市みよし運動公園運動広場（入場料等無料の場合）				
利用区分		単位	利用料金	
アマチュアスポーツに利用する場合（一般）	専用利用の場合	1時間	全面（サッカー場2面）	4,180円
			半面（サッカー場1面）	2,090円
			1/4面（少年サッカー場1面）	1,040円
(4) 三次市みよし運動公園運動広場附帯設備（入場料等無料の場合）				
区分		単位	利用料金	
専用利用でアマチュアスポーツに利用する場合（一般）	照明設備	全塔1時間につき	4,640円	
備考				
<p>1 アマチュアスポーツ以外に利用する場合は、この表に定める利用料金に2を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 高校生又はこれらの者を除く18歳未満の者が利用する場合は</p>				

，この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とし，小学生，中学生，小学校就学の始期に達するまでの者若しくは身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付者及びその介助者が利用する場合は無料とする。ただし，陸上競技場附帯設備及び運動広場附帯設備の利用料金については，この限りでない。

3 全日利用を除き，午後5時から午後6時までの1時間をまたいで利用する場合，その1時間の利用料金は，この表で定める昼間の1時間相当額とする。

4 準備又は撤去のために利用する場合（当日は除く。）は，この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とする。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三次市都市公園設置及び管理条例の規定は，この条例の施行の日以後に納付すべきものについて適用し，施行日の前日までに納付すべきものについては，なお従前の例による。